

## 佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業実施要綱（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、令和7年12月26日付けこ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）（以下、併せて「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、必要な対応を行うこととされている令和8年度障害福祉サービス等報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とする。

### (対象事業所及び対象者)

第3条 補助金の対象事業所は、実施要綱4（1）に定めるものとする。ただし、令和8年4月以降に新規開設される事業所等及び第7条の交付申請時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は本事業の対象外とする。

2 本事業を活用して賃金改善を行う対象者は、対象事業所に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者（以下、「障害福祉従事者」という。）とする。

### (交付額の算出方法)

第4条 補助金の交付額は、実施要綱5に定める方法により算出するものとする。

### (補助金の要件)

第5条 補助金の要件は、実施要綱6に定めるものとする。

### (対象経費)

第6条 補助金の対象経費は、実施要綱7に定めるものとする。なお、補助金を活用した障害福祉従事者の賃金改善は、第12条の実績報告書の提出日までに実施するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下、「補助事業者」という。）

は、知事が別に定める日までに、佐賀県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業費補助金交付申請書（別紙様式1。以下、「申請書」という。）及び障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業計画書（別紙様式2-1及び別紙様式2-2。以下、「計画書」という。）を知事に提出するものとする。

(変更の届出等)

第8条 補助事業者は、実施要綱8（4）の①から③に該当する場合には、変更届出書（別紙様式4）を知事に届け出るものとする。

2 補助事業者が、前項以外の事由により、補助事業の内容を変更しようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準（処遇改善加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書（別紙様式5）を用いて、知事に届け出るものとする。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則、実施要綱及び本要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は

積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定)

第10条 知事は、第7条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 知事又は佐賀県国民健康保険団体連合会が、補助金の支払額通知書を交付対象事業所に送付する場合においては、前項の通知は支払額通知書をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、知事が別に定める日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月以内)までに、実績報告書(別紙様式3)を知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(概算払の請求)

第12条 補助金は概算払で交付するものとし、概算払を受けようとする補助事業者は、知事に請求しなければならない。この請求については、第7条の申請により、代えることができる。

(是正のための措置)

第13条 知事は、報告を受けた補助事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、規則第14条第1項の規定により、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第14条 知事は、規則第16条の規定により、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他の補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 補助事業者が第9条第2項及び第3項に該当すると判明したときは前項の規定を準用する。

3 前項の規定は、規則第13条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 交付要綱に定める要件を満たさない場合

(2) 前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合

(3) 虚偽または不正の手段により補助金を受けた場合

2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。当該補助事業者は、命じられた返還額を知事の定める期限内に返還しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和8年2月20日から施行する。